

半田市特殊詐欺被害防止対策装置購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特殊詐欺被害防止対策装置を購入し、及び設置する者に対し、その費用の一部を補助することにより、高齢者の特殊詐欺等による被害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺被害防止対策装置」とは、次に掲げるもののうち、新品のものをいう。

- (1) 着信時に通話内容を録音する旨を自動で相手に通知した上で通話内容を録音する機能を有し、固定電話機に取り付けることができる装置
- (2) 管理サーバーに登録された迷惑電話に該当する電話番号を自動で判別した上で、迷惑電話であることを通知し、又はその着信を拒否する機能を有し、固定電話機に取り付けることができる装置
- (3) 前2号のいずれかの機能を内蔵する固定電話機

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している世帯の世帯主であること。
- (2) 65歳以上である者が世帯に含まれること（当該年度中に65歳となる者を含む。）。
- (3) 前号に掲げる者が居住する住宅内に、特殊詐欺被害防止対策装置を設置すること。
- (4) 転売又は譲渡等を目的とした特殊詐欺被害防止対策装置の購入ではないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱により補助金の交付を受けたことがある者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺被害防止対策装置を購入した日の属する年度の4月1日から翌年の2月末までの間に料金の支払いが完了する特殊詐欺被害防止対策装置の購入及び設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が6,000円を超えるときは、6,000円とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺被害防止対策装置の購入及び設置をした後、補助金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対し、特殊詐欺被害防止対策装置を購入した日の属する年度の2月末（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）までに提出しなければならない。

- (1) 特殊詐欺被害防止対策装置の購入及び設置に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）の写し
- (2) 当該装置が特殊詐欺被害防止対策装置であることがわかる書類等

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び支払)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。

(検査等)

第8条 市長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。